

道路法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○	道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	13
○	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	21
○	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄）（第四条関係）	．．．．．	28
○	道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号）（抄）（附則第五十四条関係）	．．．．．	30
○	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第六条関係）	．．．．．	31

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 道路の管理</p> <p>第一節 道路管理者（第十二条―第二十八条の二）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第四節 道路の保全等（第四十二条―第四十七条の六）</p> <p>第四節の二 道路の立体的区域（第四十七条の七―第四十八条）</p> <p>第五節―第七節（略）</p> <p>第四章―第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（管理の特例）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する都道府県道又は市町村道（地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いと認められるものに限る。）を構成する施設又は工作物のうち政令で定めるものの改築又は修繕に関する工事（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合において、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことが</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 道路の管理</p> <p>第一節 道路管理者（第十二条―第二十八条）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第四節 道路の保全等（第四十二条―第四十七条の五）</p> <p>第四節の二 道路の立体的区域（第四十七条の六―第四十八条）</p> <p>第五節―第七節（略）</p> <p>第四章―第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（管理の特例）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2～5（略）</p>

できる。

7| 第一項から第四項まで及び前項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(維持修繕協定の締結)

第二十二條の二 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため災害の発生時において道路管理者以外の者が道路の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができ、そのことをあらかじめ定めておく必要があるときは、その管理する道路について、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者(第二号において「維持修繕実施者」という。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条において「維持修繕協定」という。)を締結することができる。

- 一 維持修繕協定の目的となる道路の区域(次号において「協定道路区域」という。)
- 二 維持修繕実施者が道路の損傷の程度その他の道路の状況に応じて協定道路区域において行う道路の維持又は修繕に関する工事の内容
- 三 前号の道路の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法
- 四 維持修繕協定の有効期間
- 五 維持修繕協定に違反した場合の措置
- 六 その他必要な事項

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四條 道路管理者以外の者は、第十二條、第十三條第三項、第十七條第四項若しくは第六項又は第十九條から第二十二條の二までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受け

6| 第一項から第四項までの場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四條 道路管理者以外の者は、第十二條、第十三條第三項、第十七條第四項又は第十九條から第二十二條までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

ることを要しない。

(道路管理者の権限の代行)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第十七条第六項の規定により都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4 (略)

(協議会)

第二十八条の二 交通上密接な関連を有する道路(以下この項において「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者は、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 関係地方公共団体

二 道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる者

三 その他協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止する

(道路管理者の権限の代行)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 (略)

(新設)

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三

ために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

2・3 (略)

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業以外のものである場合には、この限りでない。

2 (略)

(道路の維持又は修繕)

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

(限度超過車両の通行の許可等)

第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度を超える車両（次条第一項及び第七十二条の二第一項において「限度超過車両」という。）の通行を許可することができる。

十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

2・3 (略)

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業以外のものである場合には、この限りでない。

2 (略)

(道路の維持又は修繕)

第四十二条 (略)

2 (略)

第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

2  
5  
7  
(略)

(限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定等)

第四十七条の三 国土交通大臣は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況その他の事情を勘案して、道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図るため、限度超過車両の通行を特定の経路に誘導することが特に必要であると認められる場合においては、当該経路を構成する道路管理者を異にする二以上の道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道を含む場合に限る。第六項及び第七項において同じ。）について、区間を定めて、限度超過車両の通行を誘導すべき道路として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に協議し、その同意を得なければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

4 第二項の同意をした道路管理者は、直ちに、当該道路に係る前条第一項の許可（国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準に適合する車両に係るものに限る。以下この条において同じ。）の基準及び当該許可に係る審査のために必要な当該道路の構造に関する情報として国土交通省令で定めるもの（次項及び第六項において「許可基準等」という。）を国土交通大臣に提供しなければならない。

5 前項の道路管理者は、当該道路に係る許可基準等に変更があったときは、直ちに、これを国土交通大臣に提供しなければならない。

6 前条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の申請が第一項の規定により指定された道路管理者を異にする二以上の道路に

2  
5  
7  
(略)

(新設)

係るもので政令で定めるものであるときは、同条第一項の許可に関する権限は、国土交通大臣が行うものとする。この場合において、国土交通大臣は、指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に係る審査については、前二項の規定によりこれらの道路の道路管理者から提供された許可基準等に照らして、これを行わなければならない。

7 前項の規定により道路管理者を異にする二以上の道路について国土交通大臣が行う前条第一項の許可を受けようとする者は、手数料を国に納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費を勘案して、政令で定める。

9 国土交通大臣は、第一項の規定により指定された道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）から第六項の規定により行つた当該道路に係る前条第一項の許可に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

（車両の通行に関する措置）

第四十七条の四 道路管理者は、第四十七条第二項の規定に違反し、若しくは同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

2 (略)

（通行の禁止又は制限の場合における道路標識）

第四十七条の五 道路管理者は、第四十六条第一項若しくは第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けなければならない。

（車両の通行に関する措置）

第四十七条の三 道路管理者は、第四十七条第二項の規定に違反し、若しくは同条第一項の政令で定める最高限度をこえる車両の通行に関し前条第一項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第四十七条第四項の規定による政令で定める基準をこえる車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

2 (略)

（通行の禁止又は制限の場合における道路標識）

第四十七条の四 道路管理者は、第四十六条第一項若しくは第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けなければならない。

らない。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、適当な回り道を道路標識をもつて明示し、一般の交通に支障のないようにしなければならない。

2 (略)

第四十七条の六、第四十七条の十一 (略)

(国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に係る工事に関する費用負担)

第五十一条 第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(都道府県又は市町村が自ら当該工事を行うこととした場合に第五十六条の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

2 第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に関する工事に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

(市町村の分担金)

第五十二条 前三条の規定により都道府県の負担する費用のうち、その工事又は維持で当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。

2 (略)

(負担金の納付又は支出)

第五十三条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築を行う場合、指定区間内の国道の災害復旧を行う場合又は都道府県道若し

らない。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、適当なまわり道を道路標識をもつて明示し、一般の交通に支障のないようにしなければならない。

2 (略)

第四十七条の五、第四十七条の十 (略)

第五十一条 削除

(市町村の分担金)

第五十二条 第四十九条又は第五十条の規定により都道府県の負担する費用のうち、その工事又は維持で当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。

2 (略)

(負担金の納付又は支出)

第五十三条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築を行う場合又は指定区間内の国道の災害復旧を行う場合においては、まず

くは市町村道を構成する施設若しくは工作物の改築若しくは修繕に関する工事を行う場合においては、まず全額国費をもつてこれを行った後、都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、第五十条第一項、第二項若しくは第四項又は第五十一条の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。

2・3 (略)

(境界地の道路の管理に関する費用)

第五十四条 第四十九条から第五十一条までの規定により地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で地方公共団体の区域の境界に係る道路に関するものについては、関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2・4 (略)

(共用管理施設の管理に要する費用)

第五十四条の二 第四十九条から第五十一条までの規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で共用管理施設に関するものについては、共用管理施設関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

2・4 (略)

(兼用工作物の費用)

第五十五条 第四十九条から第五十一条までの規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものに関するものについては、国土交通大臣又は当該道路の道路管理者は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2・4 (略)

全額国費をもつてこれを行った後、都道府県は、政令で定めるところにより、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。

2・3 (略)

(境界地の道路の管理に関する費用)

第五十四条 第四十九条又は第五十条の規定により地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で地方公共団体の区域の境界に係る道路に関するものについては、関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2・4 (略)

(共用管理施設の管理に要する費用)

第五十四条の二 第四十九条又は第五十条の規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で共用管理施設に関するものについては、共用管理施設関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

2・4 (略)

(兼用工作物の費用)

第五十五条 第四十九条又は第五十条の規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものに関するものについては、国土交通大臣又は当該道路の道路管理者は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2・4 (略)

(収入の帰属)

第六十四条 (略)

2 第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料は、同項の道路管理者の収入とし、第四十七条の三第七項の規定に基づく手数料は、国の収入とする。

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 (略)

2・3 (略)

4 道路管理者(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。)

は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条第一項若しくは第三項、第四十七条第三項、第四十七条の四第二項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者(第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。)に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の四第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることができる。

6・7 (略)

(報告及び立入検査)

第七十二条の二 道路管理者は、第四十七条第二項及び第三項並びに第七十一条第一項(第四十七条第二項若しくは第三項又は

(収入の帰属)

第六十四条 (略)

2 第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料は、同項の道路管理者の収入とする。

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 (略)

2・3 (略)

4 道路管理者(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。)

は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条第一項若しくは第三項、第四十七条第三項、第四十七条の三第二項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者(第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。)に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の三第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることができる。

6・7 (略)

(新設)

第四十七条の二第一項の規定に係る場合に限る。）の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の所在する場所若しくは限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者の事務所その他の事業場に立ち入り、限度超過車両の通行経路、通行時間その他の通行の方法の記録その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(道路に関する調査)

第七十七条 国土交通大臣は、道路の交通量、道路の構造、道路の維持又は修繕の実施状況その他道路又は道路の管理の状況に關し必要な調査をその職員に行わせ、又は当該道路の存する地方公共団体の長若しくはその命じた職員が行うこととすることができる。

2 5 (略)

(道路予定区域)

第九十一条 (略)

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に關する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十一、第四十八条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

(道路に関する調査)

第七十七条 国土交通大臣は、道路の交通量、道路の構造その他道路に關し必要な調査をその職員に行わせ、又は当該道路の存する地方公共団体の長若しくはその命じた職員が行うこととすることができる。

2 5 (略)

(道路予定区域)

第九十一条 (略)

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に關する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3・4 (略)

第百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する第四十七条の四第一項の規定による道路管理者の命令(第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令を含む。)に違反した者

六 第六十七条の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

七 (略)

第百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第四十七条の四第二項の規定による道路管理者の命令に違反した者

四・五 (略)

第百三条 第四十三条の二、第四十八条第四項、第四十八条の十二若しくは第四十八条の十六の規定による道路管理者の命令又は第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対する第四十七条の四第一項の規定による道路管理者の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令に違反した者についても、同様とする。

第百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

3・4 (略)

第百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する第四十七条の三第一項の規定による道路管理者の命令(第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令を含む。)に違反した者

六 第六十七条の規定に違反して土地の立入又は一時使用を拒み、又は妨げた者

七 (略)

第百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第四十七条の三第二項の規定による道路管理者の命令に違反した者

四・五 (略)

第百三条 第四十三条の二、第四十八条第四項、第四十八条の十二若しくは第四十八条の十六の規定による道路管理者の命令又は第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対する第四十七条の三第一項の規定による道路管理者の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令に違反した者についても、同様とする。

第百四条 第四十四条第四項又は第四十八条第二項(第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定

一 第四十四条第四項又は第四十八条第二項（第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者

二 第七十二条の二第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

による道路管理者の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

改 正 案	現 行
<p>（会社の行う高速道路の維持、修繕等）</p> <p>第四条 会社は、前条第一項の許可（同条第六項の許可を含む。以下同じ。）を受けて新設し、又は改築した高速道路については、高速自動車国道法第六条の規定、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項から第三項まで若しくは第六項若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定め又は道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第一項の規定にかかわらず、第二十二條第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第二十五條第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び道路法第十三条第一項に規定する災害復旧（以下単に「災害復旧」という。）を行うものとする。</p> <p>（機構による道路管理者の権限の代行）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>256 （略）</p> <p>7 次条第一項第十号又は第十三号の規定により高速道路の道路管理者に代わってこれらの権限を会社が行った場合においては、機構は、それぞれ第一項第十九号又は第二十八号に掲げる権限を行わないものとする。</p> <p>8 （略）</p> <p>（会社による道路管理者の権限の代行）</p>	<p>（会社の行う高速道路の維持、修繕等）</p> <p>第四条 会社は、前条第一項の許可（同条第六項の許可を含む。以下同じ。）を受けて新設し、又は改築した高速道路については、高速自動車国道法第六条の規定、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項から第三項まで若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定め又は道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第一項の規定にかかわらず、第二十二條第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第二十五條第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び道路法第十三条第一項に規定する災害復旧（以下単に「災害復旧」という。）を行うものとする。</p> <p>（機構による道路管理者の権限の代行）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>256 （略）</p> <p>7 次条第一項第九号又は第十二号の規定により高速道路の道路管理者に代わってこれらの権限を会社が行った場合においては、機構は、それぞれ第一項第十九号又は第二十八号に掲げる権限を行わないものとする。</p> <p>8 （略）</p> <p>（会社による道路管理者の権限の代行）</p>

第九条 会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 五 (略)

六 道路法第二十二條の二の規定により維持修繕協定を締結すること。

七 十四 (略)

2 8 (略)

9 会社は、第一項第十号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて道路法第四十四條の二第一項(同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を自ら除去し、若しくは除去させ、同法第四十四條の二第四項(同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を売却し、若しくは同法第四十四條の二第五項(同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を廃棄しようとする場合又は第一項第十三号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同法第六十七條の二第一項の規定により車両を移動し、若しくは移動させようとする場合においては、あらかじめ、機構の許可を受けなければならない。

10 会社は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同項第三号、第七号、第九号から第十一号まで又は第十三号に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を機構に通知しなければならない。

11 (略)

(地方道路公社の行う道路の維持、修繕等)

第十四條 地方道路公社は、第十條第一項の許可又は第十二條第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路については、道路法第十三條第一項若しくは第三項、第十五條、第十六條第一

第九条 会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 五 (略)

六 十三 (略)

2 8 (略)

9 会社は、第一項第九号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて道路法第四十四條の二第一項(同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を自ら除去し、若しくは除去させ、同法第四十四條の二第四項(同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を売却し、若しくは同法第四十四條の二第五項(同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を廃棄しようとする場合又は第一項第十二号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同法第六十七條の二第一項の規定により車両を移動し、又は移動させようとする場合においては、あらかじめ、機構の許可を受けなければならない。

10 会社は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同項第三号、第六号、第八号から第十号まで又は第十二号に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を機構に通知しなければならない。

11 (略)

(地方道路公社の行う道路の維持、修繕等)

第十四條 地方道路公社は、第十條第一項の許可又は第十二條第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路については、道路法第十三條第一項若しくは第三項、第十五條、第十六條第一

項若しくは第二項本文、第十七条第一項から第三項まで若しくは第六項若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定め又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第二十二條第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第二十五條第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。

（地方道路公社による道路管理者の権限の代行）

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二條第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四條の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五條第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一～四 （略）

五 道路法第二十二條の二の規定により維持修繕協定を締結すること。

六～二十八 （略）

2 地方道路公社は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が同項第九号、第十号又は第二十二号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第九号又は第十号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

項若しくは第二項本文、第十七条第一項から第三項まで若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定め又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第二十二條第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第二十五條第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。

（地方道路公社による道路管理者の権限の代行）

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二條第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四條の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五條第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一～四 （略）

五～二十七 （略）

2 地方道路公社は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が同項第八号、第九号又は第二十一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第八号又は第九号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

3 (略)

(会社管理高速道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)

第三十条 道路管理者は、会社管理高速道路について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、機構及び会社の意見を聴かなければならない。

一・二 (略)

三 道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。

四〇九 (略)

2 (略)

(公社管理道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)

第三十一条 道路管理者は、地方道路公社が第十条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、若しくは第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、若しくは第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う指定都市高速道路（以下「公社管理道路」と総称する。）について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方道路公社の意見を聴かなければならない。

一 道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。

二〇七 (略)

2 (略)

(違法放置物件の保管についての道路法の規定の適用)

第三十五条 第八条第一項第十九号、第九条第一項第十号又は第二十七条第一項第十五号の規定により道路法第四十四条の二第二

3 (略)

(会社管理高速道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)

第三十条 道路管理者は、会社管理高速道路について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、機構及び会社の意見を聴かなければならない。

一・二 (略)

三〇八 (略)

2 (略)

(公社管理道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)

第三十一条 道路管理者は、地方道路公社が第十条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、若しくは第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、若しくは第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う指定都市高速道路（以下「公社管理道路」と総称する。）について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方道路公社の意見を聴かなければならない。

一〇六 (略)

2 (略)

(違法放置物件の保管についての道路法の規定の適用)

第三十五条 第八条第一項第十九号、第九条第一項第九号又は第二十七条第一項第十四号の規定により道路法第四十四条の二第二

項に規定する道路管理者の権限を代わつて行う機構等又は会社が同条第一項に規定する違法放置物件（同条第四項の規定により売却した代金を含む。）を保管する場合における同条第八項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「機構等又は会社」とする。

（手数料の納付についての道路法の規定の適用）

第三十六条 第八条第一項第二十二号又は第十七条第一項第十八号の規定により道路法第四十七条の二第一項の許可に関する道路管理者の権限を機構等が代わつて行う場合における同条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国）」とあるのは「機構等」と、同条第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例」とあるのは「政令」とする。

（道路に関する費用についての道路法の規定の適用）

第四十条 会社管理高速道路に関する道路法第五十七条から第六十三条までの規定の適用については、同法第五十七条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び当該会社以外の者」と、「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第十三号の規定により第二十四条本文の規定による道路管理者の権限を代わつて行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の承認を受けた者」と、同法第五十八条第一項及び第五十九条第三項中「道路管理者」とあるのは「会社」と、「同法第五十八条第一項及び第六十条ただし書中」を「負担させる」とあるのは「について負担を求める」と、同法第五十九条第三項中「全部又は一部を」とあるのは「全部又は一部について」と、「負担させる」とあるのは「負担を求める」と、同法第六十条本文中「第二十一条の規定によつて道路管理者」とあ

項に規定する道路管理者の権限を代わつて行う機構等又は会社が同条第一項に規定する違法放置物件（同条第四項の規定により売却した代金を含む。）を保管する場合における同条第八項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「機構等又は会社」とする。

（手数料の納付についての道路法の規定の適用）

第三十六条 第八条第一項第二十二号又は第十七条第一項第十七号の規定により道路法第四十七条の二第一項の許可に関する道路管理者の権限を機構等が代わつて行う場合における同条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国）」とあるのは「機構等」と、同条第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例」とあるのは「政令」とする。

（道路に関する費用についての道路法の規定の適用）

第四十条 会社管理高速道路に関する道路法第五十七条から第六十三条までの規定の適用については、同法第五十七条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び当該会社以外の者」と、「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第十三号の規定により第二十四条本文の規定による道路管理者の権限を代わつて行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の承認を受けた者」と、同法第五十八条第一項及び第五十九条第三項中「道路管理者」とあるのは「会社」と、「同法第五十八条第一項及び第六十条ただし書中」を「負担させる」とあるのは「について負担を求める」と、同法第五十九条第三項中「全部又は一部を」とあるのは「全部又は一部について」と、「負担させる」とあるのは「負担を求める」と、同法第六十条本文中「第二十一条の規定によつて道路管理者」とあ

るのは「道路整備特別措置法第八条第一項第十一号の規定により第二十一条の規定による道路管理者の権限を代わつて行う機構」と、「この法律」とあるのは「この法律及び道路整備特別措置法」と、同条ただし書中「当該他の工作物の管理者に」とあるのは「会社は、当該他の工作物の管理者に」と、同法第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「機構」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第六十二条後段中「第三十八条第一項の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第九条第一項第九号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う会社」とする。

2 公社管理道路に関する道路法第五十七条から第六十三条までの規定の適用については、同法第五十七条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び地方道路公社以外の者」と、「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第十七条第一項第七号の規定により第二十四条本文の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社の承認を受けた者」と、同法第五十八条第一項及び第五十九条第三項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」と、同法第六十条本文中「第二十一条の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第十七条第一項第三号の規定により第二十一条の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社」と、「この法律」とあるのは「この法律及び道路整備特別措置法」と、同法第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第六十二条後段中「第三十八条第一項の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第十七条第一項第十一号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社」とする。

るのは「道路整備特別措置法第八条第一項第十一号の規定により第二十一条の規定による道路管理者の権限を代わつて行う機構」と、「この法律」とあるのは「この法律及び道路整備特別措置法」と、同条ただし書中「当該他の工作物の管理者に」とあるのは「会社は、当該他の工作物の管理者に」と、同法第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「機構」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第六十二条後段中「第三十八条第一項の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第九条第一項第八号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う会社」とする。

2 公社管理道路に関する道路法第五十七条から第六十三条までの規定の適用については、同法第五十七条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び地方道路公社以外の者」と、「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第十七条第六号の規定により第二十四条本文の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社の承認を受けた者」と、同法第五十八条第一項及び第五十九条第三項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」と、同法第六十条本文中「第二十一条の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第十七条第一項第三号の規定により第二十一条の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社」と、「この法律」とあるのは「この法律及び道路整備特別措置法」と、同法第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第六十二条後段中「第三十八条第一項の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第十七条第十号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社」とする。

(収入の帰属)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第三十三条の規定により読み替えて適用する道路法第三十九条の規定に基づく占用料、第三十四条の規定により読み替えて適用する同法第四十八条の七第三項若しくは高速自動車国道法第十一条の四第一項の規定に基づく連結料、第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料、第八条第一項第十九号若しくは第十七条第一項第十五号の規定により同法第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構等が代わつて行つた場合における同条第七項の規定に基づく負担金、第四十条の規定により読み替えて適用する同法第六十一条第一項の規定に基づく負担金又は第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書若しくは第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該占用料若しくは連結料を徴収し、当該手数料の納付を受け、又は当該負担金を負担させた機構等の収入とする。

4 第一項に規定するもののほか、第九条第一項第十号の規定により道路法第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を会社が代わつて行つた場合における同条第七項の規定に基づく負担金並びに第四十条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書及び第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該負担金の負担を求めた会社の収入とする。

(道路法及び高速自動車国道法の適用)

第五十四条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法(第五十条から第五十三条までを除く。)及び高速自

(収入の帰属)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定するもののほか、第三十三条の規定により読み替えて適用する道路法第三十九条の規定に基づく占用料、第三十四条の規定により読み替えて適用する同法第四十八条の七第三項若しくは高速自動車国道法第十一条の四第一項の規定に基づく連結料、第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料、第八条第一項第十九号若しくは第十七条第一項第十四号の規定により同法第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構等が代わつて行つた場合における同条第七項の規定に基づく負担金、第四十条の規定により読み替えて適用する同法第六十一条第一項の規定に基づく負担金又は第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書若しくは第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該占用料若しくは連結料を徴収し、当該手数料の納付を受け、又は当該負担金を負担させた機構等の収入とする。

4 第一項に規定するもののほか、第九条第一項第九号の規定により道路法第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を会社が代わつて行つた場合における同条第七項の規定に基づく負担金並びに第四十条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書及び第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該負担金の負担を求めた会社の収入とする。

(道路法及び高速自動車国道法の適用)

第五十四条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法(第五十条から第五十三条までを除く。)及び高速自

自動車国道法（第二十条を除く。）並びにこれらの法律に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、道路法第七十一条第四項中「道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ」とあるのは「機構等又は有料道路管理者（道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ」と、「第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第二十九号又は第十七条第一項第二十五号の規定により道路管理者に代わつて行う第一項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料道路管理者の処分」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2  
・3  
(略)

自動車国道法（第二十条を除く。）並びにこれらの法律に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、道路法第七十一条第四項中「道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ」とあるのは「機構等又は有料道路管理者（道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ」と、「第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第二十九号又は第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつて行う第一項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料道路管理者の処分」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2  
・3  
(略)

改 正 案	現 行
<p>（機構による道路管理者の権限の代行）</p> <p>第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により設けるべき道路標識又は区画線を定めること。</p> <p>二十一・二十二（略）</p> <p>二十三 道路法第四十七条の三第二項の規定により協議し、同条第四項又は第五項の規定により許可基準等を提供し、及び同条第九項の規定により情報の提供を求めること。</p> <p>二十四 道路法第四十七条の四及び第四十八条の十二の規定により必要な措置をすることを命ずること。</p> <p>二十五 道路法第四十七条の八第一項の規定により協議し、及び締結すること。</p> <p>二十六～三十（略）</p> <p>三十一 道路法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。</p> <p>三十二・三十三（略）</p> <p>2 機構は、前項の規定により高速自動車国道の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第十四号、第十五号、第二十三号又は第三十一号に掲げるもの（同項第十四号又は第十五号に掲げる権限にあつては道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められ</p>	<p>（機構による道路管理者の権限の代行）</p> <p>第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 道路法第四十五条第一項、第四十七条の四及び第四十八条の十一第二項の規定により設けるべき道路標識又は区画線を定めること。</p> <p>二十一・二十二（略）</p> <p>二十三 道路法第四十七条の三及び第四十八条の十二の規定により必要な措置をすることを命ずること。</p> <p>二十四 道路法第四十七条の七第一項の規定により協議し、及び締結すること。</p> <p>二十五～二十九（略）</p> <p>三十・三十一（略）</p> <p>2 機構は、前項の規定により高速自動車国道の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第十四号又は第十五号に掲げるもの（同項第十四号又は第十五号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定</p>

る道路の占用で政令で定めるものに係るもの限り、同項第二十三号に掲げる権限にあつては道路法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。）であるときは、あらかじめ、当該道路管理者の承認を受け、かつ、これらの権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に報告しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により高速道路（高速自動車国道を除く。以下この項において同じ。）の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が第一項第九号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第十四号、第十五号、第二十三号若しくは第二十七号に掲げるもの（同項第二十三号に掲げる権限にあつては、道路法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。以下この項において同じ。）であるときは当該高速道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が第一項第三十一号に掲げるもの又は都道府県道若しくは指定市の市道に係る同項第十四号、第十五号、第二十三号若しくは第二十七号に掲げるものであるときは当該高速道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該高速道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第十四号又は第十五号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

4 機構は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第五号、第六号、第九号、第十一号から第十六号まで、第十八号から第二十三号まで、第二十五号から第二十七号まで又は第二十九号から第三十二号までに掲げるものであるときは、あらかじめ、会社の意見を聴き、同項第一号から第七号まで又は第九号から第三十二号までに掲げる権限（同項第二号に掲げる権限にあつては高速自動車国道法第八条第一項に規定する他の工作物の管理者が、第一項第十号に掲げる権限にあつては道路法第二十条第一項に規定する他の工作物の管理者が

めるものに係るものに限る。）であるときは、あらかじめ、当該道路管理者の承認を受け、かつ、これらの権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に報告しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により高速道路（高速自動車国道を除く。以下この項において同じ。）の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が第一項第九号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第十四号、第十五号若しくは第二十六号に掲げるものであるときは当該高速道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が都道府県道又は指定市の市道に係る同項第十四号、第十五号又は第二十六号に掲げるものであるときは当該高速道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該高速道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第十四号又は第十五号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

4 機構は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第五号、第六号、第九号、第十一号から第十六号まで、第十八号から第二十二号まで、第二十四号から第二十六号まで又は第二十八号から第三十号までに掲げるものであるときは、あらかじめ、会社の意見を聴き、同項第一号から第七号まで又は第九号から第三十号までに掲げる権限（同項第二号に掲げる権限にあつては高速自動車国道法第八条第一項に規定する他の工作物の管理者が、第一項第十号に掲げる権限にあつては道路法第二十条第一項に規定する他の工作物の管理者が、そ

、それぞれ当該会社以外の者であるときに限る。)を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

5 第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第二十二号、第二十七号、第二十八号及び第三十二号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可又は承認については、機構に提出すべき申請書その他の書類は、会社を経由しなければならない。この場合における道路法第三十二条第四項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社(以下「会社」という。）」とする。

6 前二項の規定は、第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第二十七号又は第二十八号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可又は承認であつて当該会社に対するものについては、適用しない。

7 次条第一項第十号又は第十三号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてこれらの権限を会社が行つた場合においては、機構は、それぞれ第一項第十九号又は第二十九号に掲げる権限を行わないものとする。

8 (略)

(会社による道路管理者の権限の代行)

第九条 会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 〇十 (略)

十一 前条第一項第二十号の規定により機構が定めた道路標識又は区画線を、道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により設けること。

十二 道路法第四十七条の八第一項後段の規定により道路一体

それぞれ当該会社以外の者であるときに限る。)を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

5 第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第二十二号、第二十六号、第二十七号及び第三十号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可又は承認については、機構に提出すべき申請書その他の書類は、会社を経由しなければならない。この場合における道路法第三十二条第四項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社(以下「会社」という。）」とする。

6 前二項の規定は、第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第二十六号又は第二十七号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可又は承認であつて当該会社に対するものについては、適用しない。

7 次条第一項第十号又は第十三号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてこれらの権限を会社が行つた場合においては、機構は、それぞれ第一項第十九号又は第二十八号に掲げる権限を行わないものとする。

8 (略)

(会社による道路管理者の権限の代行)

第九条 会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 〇十 (略)

十一 前条第一項第二十号の規定により機構が定めた道路標識又は区画線を、道路法第四十五条第一項、第四十七条の四及び第四十八条の十一第二項の規定により設けること。

十二 道路法第四十七条の七第一項後段の規定により道路一体

建物を管理すること。

十三・十四 (略)

2  
2511 (略)

(地方道路公社による道路管理者の権限の代行)

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一5十五 (略)

十六 道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により道路標識又は区画線を設けると。

十七・十八 (略)

十九 道路法第四十七条の三第二項の規定により協議し、同条第四項又は第五項の規定により許可基準等を提供し、及び同条第九項の規定により情報の提供を求めること。

二十 道路法第四十七条の四及び第四十八条の十二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

二十一 道路法第四十七条の八第一項の規定により協議し、締結し、及び道路一体建物を管理すること。

二十二5二十六 (略)

二十七 道路法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

二十八5三十 (略)

2 地方道路公社は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が同項第九号、第十号、第十九号、第二十三号又は第二十七号に掲げるもの(同項第十九号に掲げる権限

建物を管理すること。

十三・十四 (略)

2  
2511 (略)

(地方道路公社による道路管理者の権限の代行)

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一5十五 (略)

十六 道路法第四十五条第一項、第四十七条の四及び第四十八条の十一第二項の規定により道路標識又は区画線を設けると。

十七・十八 (略)

十九 道路法第四十七条の三及び第四十八条の十二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

二十 道路法第四十七条の七第一項の規定により協議し、締結し、及び道路一体建物を管理すること。

二十一5二十五 (略)

二十六5二十八 (略)

2 地方道路公社は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が同項第九号、第十号又は第二十二号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ

にあつては、道路法第四十七条の第三第二項の規定により協議することに限る。)であるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、前項第九号又は第十号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

3 (略)

(会社管理高速道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)

第三十条 道路管理者は、会社管理高速道路について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、機構及び会社の意見を聴かなければならない。

一〜五 (略)

六 道路法第四十七条の十一第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路保全立体区域の指定をすること。

七〜九 (略)

2 (略)

(公社管理道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)

第三十一条 道路管理者は、地方道路公社が第十条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、若しくは第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、若しくは第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う指定都市高速道路(以下「公社管理道路」と総称する。)について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方道路公社の意見を聴かなければならない。

、これらの権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第九号又は第十号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

3 (略)

(会社管理高速道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)

第三十条 道路管理者は、会社管理高速道路について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、機構及び会社の意見を聴かなければならない。

一〜五 (略)

六 道路法第四十七条の十第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路保全立体区域の指定をすること。

七〜九 (略)

2 (略)

(公社管理道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)

第三十一条 道路管理者は、地方道路公社が第十条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、若しくは第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、若しくは第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う指定都市高速道路(以下「公社管理道路」と総称する。)について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方道路公社の意見を聴かなければならない。

一〇三 (略)

四 道路法第四十七条の十一第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路保全立体区域の指定をすること。

五〇七 (略)

2 (略)

(道路法及び高速自動車国道法の適用等)

第五十四条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法(第五十条から第五十三条までを除く。)及び高速自動車国道法(第二十条を除く。)並びにこれらの法律に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、道路法第四十七条の三第二項中「道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)」とあるのは「道路(高速自動車国道又は指定区間内の国道に限る。)」が道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路(以下「会社管理高速道路」という。))である場合にあつては機構に、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路(以下「公社管理道路」という。))である場合にあつては地方道路公社」と、同法第四項及び第五項中「道路管理者」とあり、同法第六項中「これらの道路の道路管理者」とあり、並びに同法第九項中「第一項の規定により指定された道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)」とあるのは「機構等」と、同法第六項中「指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道」とあり、及び同法第九項中「当該道路」とあるのは「会社管理高速道路又は公社管理道路」と、同法第七十一条第四項中「道路管理者(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。)」は、その職員のうちから道路監理員を命じ」とあるのは「機構等又は有料道路管理者(道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。)」は、その職員のうちか

一〇三 (略)

四 道路法第四十七条の十第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路保全立体区域の指定をすること。

五〇七 (略)

2 (略)

(道路法及び高速自動車国道法の適用)

第五十四条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法(第五十条から第五十三条までを除く。)及び高速自動車国道法(第二十条を除く。)並びにこれらの法律に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、道路法第七十一条第四項中「道路管理者(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。)」は、その職員のうちから道路監理員を命じ」とあるのは「機構等又は有料道路管理者(道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。)」は、その職員のうちから道路監理員を命じ」と、「第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第二十九号又は第十七条第一項第二十五号の規定により道路管理者に代わつて行う第一項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料道路管理者の処分」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>3・4 (略)</p>	<p>ら道路監理員を命じ」と、「第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第三十号又は第十七条第一項第二十六号の規定により道路管理者に代わつて行う第一項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料道路管理者の処分」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>2   機構は、前項の規定により読み替えて適用する道路法第四十条の三第二項の規定により協議をしようとする場合においては、あらかじめ、会社の意見を聴き、かつ、その協議を行ったときは、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。以下同じ。）の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例その他道路整備事業（道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業をいい、道路の新設又は改築（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二条第三項に規定する電線共同溝（第四条第一項において単に「電線共同溝」という。）に係るものに限る。）に密接に関連する事業を含む。）に係る国の財政上の特別措置を定め、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に係る工事に関する費用負担の特例）</p> <p>第三条 道路法第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事（都道府県又は市町村が自ら当該工事を行うこととした場合に前条の規定その他の同法以外の法律の規定（以下この条において「他法律の規定」という。）により国が当該工事に要する費用について補助することができる工事に限る。）に要する費用は、道路法第五十一条の規定にかかわらず、国が補助金相当額（都道府県又は市町村が自ら当該工事を行うこととした場合に他法律の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。）を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。以下同じ。）の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例その他道路整備事業（道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業をいう。）に係る国の財政上の特別措置を定め、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（地方道路整備臨時貸付金）</p> <p>第三条 国は、都道府県又は道路法第十七条第一項の規定により一般国道の管理を行う指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。）に対し、国土交通大臣が一般国道の新設又は改築を行う場合における道路法第五十条第一項（同法第十七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく負担金の納付に要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。</p> <p>2 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる事業に要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。</p> <p>一 当該地方公共団体が行う一般国道の新設又は改築に関する事業</p>

(電線共同溝への電線の敷設工事に係る資金の貸付け)

第四条 国は、都道府県又は市町村が道路法第三十七条第一項の規定により指定された道路の区域において建設される電線共同溝に係る電線共同溝の占用予定者（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第五条第二項に規定する電線共同溝の占用予定者をいう。）に対し電線共同溝への電線の敷設工事（これに附帯する工事を含む。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

2 前項に規定する国の貸付金及び同項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

第五条・第六条 (略)

二 当該地方公共団体が国の補助を受けて行う都道府県道又は市町村道の新設又は改築に関する事業

3 前二項の規定による貸付金（以下この条において「地方道路整備臨時貸付金」という。）の貸付けの決定は、平成二十五年三月三十一日までに限り行うことができる。

4 地方道路整備臨時貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

5 前項に定めるもののほか、地方道路整備臨時貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

第四条・第五条 (略)

○道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十三号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 1・2 (略)</p> <p>3 国土交通大臣は、改正後の法第十二条の規定にかかわらず、 当分の間、一般国道（この法律の施行の際改正前の法の規定に よる一級国道であつたものを除く。）の新設又は改築でその行 うべきものを、当該新設又は改築に係る一般国道の部分の存す る都道府県又は指定市が行うこととすることができる。この場 合においては、<u>道路法第十七条第七項の規定を準用する。</u></p> <p>4 15 (略)</p>	<p>附 則 1・2 (略)</p> <p>3 国土交通大臣は、改正後の法第十二条の規定にかかわらず、 当分の間、一般国道（この法律の施行の際改正前の法の規定に よる一級国道であつたものを除く。）の新設又は改築でその行 うべきものを、当該新設又は改築に係る一般国道の部分の存す る都道府県又は指定市が行うこととすることができる。この場 合においては、<u>道路法第十七条第六項の規定を準用する。</u></p> <p>4 15 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（歳入及び歳出）                      第二百一条（略）                      2 道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 道路法第四十九条、第五十条第一項、第二項若しくは第四項若しくは第五十一条第一項若しくは第二項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十条第一項、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第三条、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十二條第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二十二條第一項若しくは第三項、沖繩振興特別措置法第六十六条第五項又は福島復興再生特別措置法第十二條第四項の規定による負担金</p> <p>ニ〜ヘ（略）</p> <p>ト 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第四条第一項、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第九条第一項又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項の規定による貸付金の償還金及び道路整備事業に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項の</p>	<p>（歳入及び歳出）                      第二百一条（略）                      2 道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、第二項若しくは第四項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十二條第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二十二條第一項若しくは第三項、沖繩振興特別措置法第六十六条第五項又は福島復興再生特別措置法第十二條第四項の規定による負担金</p> <p>ニ〜ヘ（略）</p> <p>ト 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第九条第一項又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項の規定による貸付金の償還金及び道路整備事業に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項の規定による貸付金の償還金</p>

規定による貸付金の償還金

チノ又 (略)

二 (略)

3ノ5 (略)

附則

(国債整理基金特別会計の歳出の特例)

第十二条 第四十条の規定によるほか、日本電信電話株式会社  
株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特  
別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。附則第四十九条から  
第二百三十一条までにおいて「社会資本整備特別措置法」とい  
う。）第六条第一項の規定による国債整理基金特別会計から一  
般会計への繰入金は、その繰入れをした年度における国債整理  
基金特別会計の歳出とする。

第五十条の二 (略)

2 (略)

3 道路整備勘定において第一項に規定する貸付金（以下この条  
において「旧貸付金」という。）の償還（返還を含む。以下こ  
の条において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日  
の属する年度に、当該旧貸付金の償還金（返還金を含む。以下  
この条において同じ。）に相当する金額を、同勘定から国債整  
理基金特別会計に繰り入れるものとする。

4 第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定  
に繰り入れられた繰入金金の額が、当該年度における旧貸付金の  
額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、  
平成二十八年度までに同勘定から国債整理基金特別会計に繰り  
入れるものとする。

チノ又 (略)

二 (略)

3ノ5 (略)

附則

(国債整理基金特別会計の歳出の特例)

第十二条 第四十条の規定によるほか、日本電信電話株式会社の  
株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特  
別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。附則第四十九条から  
第二百三十一条までにおいて「社会資本整備特別措置法」とい  
う。）第六条第一項の規定による国債整理基金特別会計から一  
般会計への繰入金及び附則第五十条の二第一項の規定による国  
債整理基金特別会計から道路整備勘定への繰入金は、その繰入  
れをした年度における国債整理基金特別会計の歳出とする。

第五十条の二 (略)

2 (略)

3 道路整備勘定において道路整備事業に係る国の財政上の特別  
措置に関する法律第三条第一項及び第二項の規定による無利子  
の貸付金の償還（返還を含む。以下この条において同じ。）を  
受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸  
付金の償還金（返還金を含む。以下この条において同じ。）に  
相当する金額を、同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れ  
るものとする。

4 第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定  
に繰り入れられた繰入金金の額が、当該年度における道路整備事  
業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第一項及び  
第二項の規定による無利子の貸付金の額を超過する場合には、  
当該超過額に相当する金額は、翌年度において第一項の  
規定による国債整理基金特別会計からの繰入金額から減額し、  
なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から国債整理基

5 第二百一条第二項の規定によるほか、旧貸付金の償還金はその償還を受けた年度における道路整備勘定の歳入とし、第二項の規定により同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れられた繰入金はその繰入れをした年度における同勘定の歳出とする。

金特別会計に繰り入れるものとする。

5 第二百一条第二項の規定によるほか、第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金又は道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の償還金はそれぞれその繰入れをした年度又はその償還を受けた年度における同勘定の歳入とし、第二項の規定により同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れられた繰入金はその繰入れをした年度における同勘定の歳出とする。

6 第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰入れを行う場合における第二百三条第二項の規定の適用については、同項中「道路整備事業」とあるのは、「道路整備事業（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第三条第三項に規定する地方道路整備臨時貸付金の貸付けを除く。）」とする。